

平成29年2月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

平成29年2月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 平成29年2月14日（火）午後2時

開催場所 城南衛生管理組合折居清掃工場1階大会議室

出席委員（11人）

委員長	岡田 久雄（井手町）
副委員長	上原 敏（城陽市）
委員	亀田 優子（八幡市）
委員	関東佐世子（八幡市）
委員	藤本 英樹（宇治田原町）
委員	藤城 光雄（城陽市）
委員	中野ますみ（久御山町）
委員	秋月 新治（宇治市）
委員	大河 直幸（宇治市）
委員	久保田幹彦（宇治市）
委員	服部 正（宇治市）

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	野田 浩靖
施設部長	太田 博
安全推進室長	越智 広志
事業部次長	杉崎 雅俊
施設部次長	福西 博
施設部参事	栗山 淳彦
施設課長	池本 篤史
リサイクルセンター長	谷山 輝臣
新折居清掃工場	
建設推進課長	山之江 亨
新折居清掃工場建設推進課	
担当課長	山本圭一郎
リサイクルセンター長	谷山 輝臣
係長	清水 信宏
新折居清掃工場建設推進課	
係長	曾束 和司

職務のため出席した者

議会事務局長	木下 敦
--------	------

## 1) 議 題

- 1 リサイクルセンター長谷山における人身事故について
- 2 折居清掃工場更新施設整備運営事業について

午後1時59分開議

○岡田久雄委員長 改めまして、皆様、本日は大変ご苦労さんでございます。

ちょっと座らせていただきます。

本日は何かとお忙しい中、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましてはご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

中野委員より、少し遅れるとの連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

ただ今の出席委員は10名であります。

それでは、ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

それでは、初めに、理事者より挨拶の申し入れがありますので、お受けいたしたいと思います。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集賜わりまして厚くお礼を申し上げます。

先日の2月7日、8日の両日には、寒さ厳しい中、山陽小野田市及び防府市への行政視察につきましては、大変ご苦労さまでございました。

今後の組合行政の運営につきまして、議員の皆様よりのご意見、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いをしたいと存じております。

また、先月9日、リサイクルセンター長谷山におきまして、プラスチック製容器包装資源化施設の運転業務受託者の極東サービスエンジニアリング株式会社社員が作業中に右上腕を切断するという重大な労災事故が発生いたしました。被災されました従業員の方には心よりお見舞い申し上げ、1日も早い治癒、回復をお祈りする次第でございます。

詳細につきましては、後ほどご報告することとしておりますが、組合といたしましても重く受けとめまして、再発防止に向けまして、今以上に安全対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日も報告をいたしたく存じておりますのは、1つ目には、先ほど申し上げましたリサイクルセンター長谷山における人身事故につきまして、2つ目に折居清掃工場更新施設整備運営事業についての2案件でございます。

それでは、配付させていただいております委員会資料に沿いまして、担当よりご報告を申し上げますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し

上げます。

○岡田久雄委員長 ありがとうございます。

本日の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会におきましては、折居清掃工場更新施設整備運営事業についての説明を受けた後、現地調査を行い、その後、質問をお受けすることにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。

まず1点目のリサイクルセンター長谷山における人身事故についての説明を求めます。

池本施設課長。

○池本篤史施設課長 それでは、配付させていただいております資料に基づきまして、リサイクルセンター長谷山における人身事故について、ご説明させていただきたいと思っております。

本事案につきましては、1月9日、事故発生当日、速報として、また、1月16日には続報としまして議員各位にお伝えしておるところではございますが、事案の詳細につきまして、その後の経過も含め、ご報告させていただきます。

では、お手元の資料の1ページをご覧ください。

1の事故の概要ですが、平成29年1月9日月曜日、当日は成人の日で祝日でしたが、一般廃棄物処理施設は受け入れを行い、稼働しております。時刻は午前10時25分頃、リサイクルセンター長谷山のプラスチック製容器包装資源化施設の運転業務委託会社である極東サービスエンジニアリング株式会社の社員がプラスチック製容器包装梱包機、以下、梱包機とさせていただきますが、梱包機の作動中、機械に右腕を挟まれ、切断されたものです。

2番目、被災者の状況ですが、被災直後の状況としましては、被災者は被災後、自ら機械の緊急停止ボタンを押し、機器を停止させた後、常時携帯しておられますトランシーバーで極東サービスエンジニアリング株式会社の所長に事故の連絡をされております。また、その直後、極東サービスエンジニアリング株式会社の所長から報告を受けました組合職員によって城陽消防署に救急要請を行いました。そして、その要請を受けた救急隊員の判断によりドクターヘリが出動し、現地にての応急対応の後、京都第一赤十字病院に緊急搬送され、切断された右上腕の接合手術が行われています。現在は集中治療室から一般病棟に移られておられまして、入院加療中であるとの報告を受けております。

なお、右手の機能回復等についてでございますが、現段階では判断できないというふうに伺っております。

次に3、事故の原因等ですが、1枚めくっていただいた2ページでございます機器の略図、下にあります図です。それ及び3ページの写真をあわせてご覧いただきたいと思います。

事故の発生場所につきましては、梱包機の払出シリンダーの点検口となっております。

めくって3ページについております写真がその点検口となっております。

また、梱包機の仕組みを簡単に説明しますと、1枚戻っていただいた2枚目の下の略図をご覧くださいと思います。

この略図は、図面としては、梱包機を横から見た断面の図面となっております。まず、別室にあります操作盤にて自動運転開始の操作を行いますと、図の上から、水色の矢印で示されております部分からプラスチック製容器包装廃棄物が落ちてまいります。そして、その下のベールと書かれてある箇所にて一定たまりますと、奥の方から手前に向かって圧縮される工程が行われます。所定の圧縮動作が終わりますと、左の図にありますが、箱状となっております。黒い四角で示させていただいておりますが、箱状となっております。プッシャーと呼ばれるものが右の方に動きまして、ベールを払い出すといった仕組みになってございまして、これらの工程は全て全自動で行われております。

なお、ベールが押し出されてから次のベールができるまでの時間は、廃棄物の状態にもよりますが、およそ10分から20分程度の間隔となっております。

1枚戻っていただきまして、3番の中段になりますが、作業員につきましては、梱包機の操作・監視及び排出されたベールを他所へ移動させるフォークリフトを運転するために配置されているものでございます。

また、事故の原因につきましては、被災者が機内のごみを除去するために、機器を停止することなく、ボルトで固定されております点検口のふた、透明のポリカーボネート製のふたを取り外しまして、機械内部に右腕を入れ、払出シリンダープッシャーと点検口のふちに腕が挟まれ、切断に至ったものでございます。

次に4番、委託契約等ですが、委託名はプラスチック製容器包装資源化施設運転業務委託、受注者は極東サービスエンジニアリング株式会社代表取締役熊澤紀博氏となっております。

履行期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の3カ年契約としておりまして、契約金額は2億9,970万円でございます。

また、業務の概要といたしましては、プラスチック製容器包装資源化施設の運転業務として、施設の性能を維持し、効率的、効果的かつ円滑、適正に実施する業務委託としていただいております。

次に、1枚めくっていただきまして、5番、監督官庁の調査等でございますが、表にございます各諸官庁につきましては、事故発生の当日に電話等で通報、連絡しております。

また、調査につきましては、京都南労働基準監督署は事故の翌日、1月10日と1月16日に事故現場へ検証、聴取に来られており、1月19日には、被災者と同じ作業に従事しております作業員に日常的な作業内容等について聴取、また、1月20日には、入院されております被災者本人への聴取をされております。

また、城陽警察署は、事故の当日の現場検証及び事情聴取の後、同日夜間に極東サービスエンジニアリング株式会社の所長に対して、改めて事情聴取を実施されています。また、1月13日には、再び現場検証及び事情聴取を行われておりまして、その際には、事件性は考えられなく、今後、警察としての調べはない旨のコメントがございました。

以上の検証、聴取につきましては、いずれも極東サービスエンジニアリング株式会社

に対するものでありましたが、組合職員も現場検証等には立ち会っておりまして、組合の概要及び委託業務の概要等の説明を行っており、あわせて、機器の図面等の提供も行っております。

また、組合としましても、検証の結果、改善策等を伺うために、1月27日に京都南労働基準監督署へ出向いております。この際は、調査中であるため、調査が完了した後に、組合及び極東サービスエンジニアリング株式会社に対して一定の対応を求める指導文書を出す予定であるというコメントがございました。

続きまして6番、再発防止対策等ですが、組合及び極東サービスエンジニアリング株式会社はそれぞれ緊急安全会議を実施しておりまして、その後、再発防止対策としましては、組合組織全体及び組合全施設の委託業者への安全対策等の再確認及び注意喚起・周知徹底を行い、マニュアルの再確認、事故発生場所及び類似箇所への注意喚起掲示、点検窓開閉における安全対策の検討、再発防止に向けた手順見直し・危険予知トレーニング活動の実施・リスクアセスメントの実施等を行ったところであります。

なお、2月9日に組合と施設設置メーカーであります極東開発工業株式会社及び委託業者であります極東サービスエンジニアリング株式会社の3者合同で事故の検証を行い、今後の再発防止策等について、設置、運営、管理、それぞれの立場からの検討を行っておりまして、労働基準監督署の指導も踏まえ、今後、安全に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

めくっていただきまして、最後に事故当日の現場写真をつけております。さきにも説明を一部させていただきましたが、中央上段の写真が事故のあった点検口でございます。横40センチ、縦37センチほどの大きさとなっております。ベールを押し出しますプッシャーと呼ばれる箱状のものが、この開口部に対して左右に動くような動きになっております。

下段左右の写真につきましては、事故発生箇所から少し右に下がった位置から撮影したものとなっております。下段の左の写真の方から下段右の写真の方へベールを押し出すような動きになっているものでございます。

最後に、なお、極東サービスエンジニアリング株式会社に対しましては、指名停止等の措置要綱に基づきまして、平成29年1月18日から3カ月間、指名停止措置をしたところでございますので、あわせてご報告いたします。

被災者の1日も早いご回復をお祈りいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○岡田久雄委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

質問に入りたいと思います。何か質問はございませんでしょうか。

大河委員。

○大河直幸委員 まず、わからないこと、事実関係のことでお聞きをしたいんですが、今ご説明された内容でいいますと、事故が起こって、被害者ご本人がまず極東サービスエンジニアリングの担当者に連絡されて、そこから衛管の職員さんに連絡があって、救急

の対応をされたということなんですけれども、そういうことでいうと、この施設内では、この方、1人だけが作業に当たっていたということになるんでしょうか。事故が起きたのがわかる、わからないというような体制がなかったということになるんでしょうか。この事故現場においてはです。

○岡田久雄委員長 答弁願います。

岡リサイクルセンター長谷山所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 被災者の方は、当日、1人で作業をされておりました。先ほど施設課長からも説明がありましたが、この梱包機作業は操作盤にて全て自動で運転開始を行い、圧縮、梱包を経て、プラスチック製容器のベールを生成するもので、処理工程は全自動で行っております。作業員は梱包機操作、監視及び生成されたベールを搬出する業務になっており、この梱包機作業はプラスチック製容器包装の最終工程の作業でありまして、トラブル等で機械が停止しますと、それより以前の機器は全て停止しますので、そうなれば、そちらの方で作業された方が応援に駆けつけるといような体制をとられております。

○岡田久雄委員長 ほかに質問はありますか。

大河委員。

○大河直幸委員 でしたらですよ、この方は自分が連絡をできたからよかったんですけれども、よかったというか、幸いにも救急搬送が対応できたんですけれども、例えばこういった事故が起きたときに意識を失われたとか、自ら連絡できひんといった状況になったとき、これは、今、この施設の中では気づくことができない体制になっているということなんですか。

○岡田久雄委員長 岡長谷山所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 中央操作室に、各機器のテレビモニターがありまして、中央の担当者が気が付き連絡するということは可能です。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ほな、今回は中央の監視のところでは気づかれなかったんですか。その中央監視室の方はどういう対応をされたんですか。

○岡田久雄委員長 岡長谷山所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 中央監視では、カメラはかなりの数がありまして、常に切り替え操作を行いますので、常時そこを見ているわけではございません。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 いや、常時見てへんねやということなんですけど、自分の会社に連絡されて、この会社から衛管の方に連絡があるまで相当な時間、そんなにかかってないんですか。中央監視室というて、今の説明やと、中央監視室、監視の機能が働いてないじゃないですか。違うんですか。違うなら違うとご答弁いただければと思います。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 今回の事故に関しましては、本人の方が直接トランシーバーで連絡をされているので、事故が起こってすぐに連絡されております。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それと、今回、ごみを除去するために手を入れはったということなんですけど、なぜごみを除去する必要があったんでしょうか。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 通常でも、多少はごみが出てくる所ですが、下にごみが排出される排出口があります。実際、この方は、シリンダーにひっかかったごみがどうしても気になって、運転中に手を入れてしまったということを聞いております。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それじゃ、なぜ機械を停止させることなく手を入れたというふうになったんでしょうか。機械を停止させなかった理由。

○岡田久雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 本人の聴取に関して先に言及させていただきます。極東サービスの方でもお見舞いと聴取に行っておりますが、家族の方がそばにおられ、大変な怪我であることもありまして、ご本人さんに、ちょっとその辺、まだ詳細を聞ける状態ではないというふうに聞いております。極東サービスとしても、今の時点では、時期をおく必要があると考えているというところがありまして、詳細が聞けてないのが実情でございます。

なぜということですが、まず、初めてされたというふうに聞いています。また、ご本人は、所長に、当日、2回ほど「とっていいか」と聞いておられますが、所長としては、

「動いている途中では不可」というように答えたと聞いており、その中で、気になって、とってしまったというように聞いています。

以上です。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、まず、機械を停止させることなく手を入れてしまえば相当の危険があるというのは、一般的には認識をされていたんでしょうか。また、その指導は行われていたんでしょうか。

○岡田久雄委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 先ほどの質問にも関連いたしますけども、この当事者、被災者、相当のベテランでございまして、うちの工場以外にも前職、極東サービスエンジニアリング、うちと同じ委託を行っております。八尾工場の方、そちらの方でも熟練されております。また、この機械についても、先ほど説明のとおり、全自動で稼働いたしますので、ここの点検口からは、あくまでもこれは検視窓でございまして。ここに作業中に、例えば動いているときに手を入れるとか、そういう作業をするとか、こういうことはもう会社の方でも徹底して安全教育もされておりますし、本人も十分に熟知されております。にもかかわらず、こういう事案が発生したということで、詳しいところの核心部分については、本人もまだ病状、経過観察中ということで、核心部分については極東エンジニアリングの方もまだ聞き出していないと、手を入れたことについては本人も話されておりますが、じゃ、なぜそうしたのかということについては聞き取れていないという状況でございまして。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 指導もしていたと、そういう危険がある機械やというのは一般的にわかっていたことなんやけれども、なぜかということについてはまだこれからやということやと思いますので、引き続き、わかり次第、報告いただきたいというふうに思うんですけども、機械そのものについてお聞きしたいんですけども、機械の設置やメーカーというのは、この委託契約されている極東サービスエンジニアリング株式会社とは関係する会社なんでしょうか。この該当の機械、全く関係ないところでしょうか。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 梱包機自体は極東サービスエンジニアリングと関連する会社製ではありません。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 わかりました。

それと、機能安全という言葉がありますよね。機能安全による機械の安全確保についての指針というのを国も出していると思うんですけども、例えば危険箇所に入れたらレーザーが働いて機械がとまるというようなものなんですけれども、そういった設備というのは今回の機械にはなかった、もしくは、導入が必要やという認識はなかったんでしょうか。機能安全の面からどうやったということですか。

○岡田久雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 点検口についてでございますが、これにかかわらず、うちの方の工場、施設、たくさんございます。点検口については、いわば、数多くございまして、中には当然、動いている最中にあけて見るものもあります。これに関していいますと、写真で見ていただきたいですが、透明のポリカーボネート製の板で中が見れるようになっている点検口です。基本的に動作中に開けて中を点検するものであれば中が見えなくてもいいんですけども、これは動作中に中を見ることのできる点検口でして、あえて動作中にそれを開けて点検や作業をすることのないものです。2ページ目の写真、略図の下に書いていますが、「注意 巻き込まれ注意 カバーを外すな」という表示もされております。そういった点検口であるというのがまず1つ、あります。

正直言いますと、開けることがなければ、今、委員おっしゃった、手を入れたときにとまるというような装置が本来的に必要がないのかなというところであると思います。ただ、今回の事故を受けまして、その辺も含めて、労働基準監督署の指導も含めて、検討はしてまいらなければならないとは思っておりますので、今後、検討するつもりであります。

以上です。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 労働安全衛生法に基づく対応が必要かと思っておりますので、これから労働基準監督署の方からの指導文書も出るかと思っておりますので、それも出た段階で早急にご報告いただきたいというふうに思います。

衛管からの説明の内容についてはわかりましたけれども、まだちょっとわからんことがたくさんあることですので、引き続きお話を聞いていきたいと思っておりますので、その都度、言っていただきたいというふうに思います。

○岡田久雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 ちょっと補足をさせていただきます。

十分我々としても、事故の状況は説明し切れているつもりでございまして、今、委員の方から、まだわからないことがたくさんあるというご懸念はあろうかと思うんですけど

ども、本来手を入れて作業するような点検口ではございませんし、マニュアルにもそういったことは、まず停止をしなければならない、もし中を点検するときには停止をするということにもなっています。所長からも作動中にそういうことはするなということも言われておる中で、なぜされたのかという、そのご本人のところ、まだ今そういう病状ですので、根掘り葉掘りは聞いていませんが、我々としては、ついつい気になって取り除こうとしたというふうにご本人さんも言うておられるようですので、何から何までご本人さんの不注意ということにするつもりは我々としても全く持っておりませんが、何か不測のことが、予期せぬことが起きて、こうした設備上の不備があって起こった事故なら別ですが、そういう不測の事故じゃなしに、人為的に、してはいけないことをされて起こったような事故になってございますので、この上、どういうふうな対策をとるべきかということは十分今後も考えていきたいとは思っておりますが、事案の概要としては、そんなにまだ複雑でわからないところがあるというようなことではないというふうには思っております。ちょっとその辺のところ、十分我々としても説明し切れないところがあるのかもわかりませんが、ごみが詰まって機械がとまってしまったとかいうことでもございませんし、自動運転で作業中のところを、わざわざボルトを外してごみをとろうとされた、なぜそういうことを、所長からもすると言われていたのにされた、その核心のところは、確かにまだ詳細に本人からは聞いてはおりませんが、基本的には労働基準監督署の方も本人さんの聴取はもう終えられていますし、そのところを我々がさらにご本人さんから問い詰めて聞いたとして、何かそれに応じた対策といっても、あまり今のところは予定、考えられることはないのかなというふうには思っております。

ただ、そういうことであっても、窓があれば、ねじを外して手を入れられる構造になっておれば、完全に目視する必要もないものであれば、完全にふたをして、そういう点検口がないようにしてしまうのか、それでも機械として作動上何ら支障がなければ、そのようにしたいと思えます。ただ、そこに何か手を突っ込んだら自動的に機械がとまるというようなところまで、そういう対策をやっぱりとすべきなのかどうなのかというのは、こういった点検口はほかにもいっぱいございますし、本来そういうことを予定しているような点検口でもございませんので、そのところはまた監督署の指導も踏まえまして、我々としてもやるべき対策があれば、それは取り組んでいきたいと、このようには思っておりますので、ちょっと補足させていただきたいと思えます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 監督署からの指導文書がどういうものになるかというのは私も関心がありますし、先ほど言うた機械設備の部分でいうと、機能安全の部分での安全衛生の管理の部分についてどういう判断をされるとかというのは、これから関心のあることですので、そういった意味でも、引き続き、わかることを、今後、労基署からの指導書などが出た段階などではご報告いただきたいというふうに思いますので、その点だけ申し上げて終わりたいと思います。

○岡田久雄委員長 ほかに質問はございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 関連になるんですが、点検口は日常的にあけられていなかったというふうに確認してよろしいのでしょうかね。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 機械の運転中、作動中にあけるということはございませんが、運転終了時に、清掃のため、あけて清掃することはございます。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。

私、この衛管の議会に初めて2年半前ぐらいに来たときに、長谷山で「安全衛生について」というパンフレットの項目について、「安全衛生委員会等はどういうふうに設置されているか」と言うときに、お答えとして、組合の職員で安全衛生委員会等で勉強会なり、いろんなことをやっているけれども、私、「下請及び委託業者とどうや」と言うと、「それと一緒にやってない」という回答があったように覚えております。それはまた、事実なら事実と後で言ってください。

この間、非常に痛ましいというか、悲しい事故が起こったんですが、今後の再発防止等の対策についてと書いてあるんですが、安全対策等再確認、注意喚起、いろいろ書いていますが、指名停止等々と、これは下請がやらかしたことやというようなイメージを持ってしまう。組合として事故を本当に受けとめているのかねという部分が、ちょっと疑問を感じました。というのは、この事故だけじゃなくて、人身事故じゃないですけども、先般もパッカー車が、長谷山かこちらか、ちょっと私も記憶が定かじゃないんですが、荷台を上げたままバックしてシャッターを潰したとか、もろもろ事故が起きているんですよ。

そういうことがありますので、私は、下請、委託業者ともども、安全衛生委員会というものも設置してほしい、したらどうかと思います。そこの建築現場でも、元請さんの監督が安全衛生委員会をつくって、下請さんも集めて、日々、安全衛生については、事故のないように、また、工事の効率が上がるように、連携がとれるようなことをされていると思うんですよ。それは工事現場ではね。でも、同じように作業を続けている現場ですから、安全衛生委員会という、名称はそれでいいのかわかりませんが、そういうものを設置していくというふうな意向があるのかどうか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 委託業者との安全対策ですが、毎朝、委託

業者の所長と打ち合わせを行っており、月に1度、安全衛生に関して、注意喚起等の会議を行っております。それと、年に2回、消防訓練を、合同で行っております。平成27年度についてはごみピット転落者救出訓練を、合同で行っております。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 やられているというのはわかりました。でも、その効果がなかったのかどうか。やはりどんな現場というか、作業所というか、事業所でも、「ヒヤリ・ハット」と、冷やっとしたこと、はっとしたこと、あるはずなんです。そういうものをやっぱり集めて、現場現場で累積して、こういうことは気をつけようというような、本当に、ただ安全に注意してやりましょうというだけじゃなくて、もうちょっと踏み込んだ安全衛生について考えていただいて、ほんまに事故が起こらないことはないです。それが最小限、無難な事故で済むように、やはり事故が起こると業務もとまりますから、その辺の効率も考えて、いま一層に、安全衛生についてはより実行してほしいということを申し述べて終わります。

以上です。

○岡田久雄委員長 ほかにありませんか。

中野委員。

○中野ますみ委員 済みません、今日は遅刻をしまして。座ってもよろしいでしょうか。

今回のこの事故、もう随分説明も終わっていると思いますけれども、今回のこの事故を、ドクターヘリまで使いながら、新聞では1時間10分ですか、1時間50分かかったと報じられていますほど痛ましい事故なんです。私、すごく心に残っておるんですけれども、ささやかにお願いします。6番の説明のところ、危険予知トレーニング活動の実施とありますけれども、それはどのようなことをされたんでしょうか。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 危険予知トレーニング活動ですが、従来から、それぞれの点検作業開始前にリスクアセスメント及び危険予知訓練を委託業者、組合職員とも実施しております。

○岡田久雄委員長 中野委員。

○中野ますみ委員 それは毎日ですか。それとも、何週間に1回とか、その期間は決まっているんですか。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 毎日ではございません。そういう事例が、あった場合や、月に1度の会議等で行っております。

○岡田久雄委員長 中野委員。

○中野ますみ委員 この張り紙のことも書いていますけれども、それははっきり誰が見てもわかる場所に張っているんですか。「点検口には注意」という、これは。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 3ページ目の写真、見ていただきますと、点検口の上の方に小さく書いてありますが、この事故がございましてから、点検口のふたに大きく「連動運転中窓開け厳禁」と掲示しております。

○岡田久雄委員長 中野委員。

○中野ますみ委員 この作業員さんはベテランとお聞きしていますので、ベテランがこういう事故に遭うというか、こういうことが起きるということは、本当、今後、どうかよろしく願いいたします。

○岡田久雄委員長 ほかに質問はございませんか。  
亀田委員。

○亀田優子委員 もう何人かの方が質問されていて、答弁もあるんですけども、今回、この重大な労災事故ということで発生しましたけれども、このリサイクルセンター長谷山においては、本格稼働する前の平成26年12月に、このときも作業員が足の方かな、切断するような重大事故が発生して、わずか2年の間に2件も重大事故が発生しているんですよ。衛管としては、業務を発注する立場ということで、非常に責任があると思うんですけども、今までの答弁を聞いていまして、ちょっとまだ十分その辺、認識をされているのかどうかというのがすごく疑問なんですよ。

今回のドクターヘリを使うような重大事故が起きたにもかかわらず、新聞報道なんかは、洛南タイムスとか城南新報では、ドクターヘリで搬送されて、どんだけ時間がかかってという、そういう報道の視点だったんですけど、京都新聞とか、ほかの一般紙では一切報道はないですし、衛管としてその辺は、この事故をどう認識されているのか、改めて伺いたいと思います。

それが1点と、それから、この機械なんですけれども、ちょっと確認も含めてなんですけど、プラスチックごみを圧縮するのは、上から投入して、上から下に圧縮していくということじゃなくて、横からシリンダーで、プッシャーで押して、おりてきたものを横から圧縮して、バール化して出すということでもいいのか。

そのときに、かさとしてはどのくらいの分量になるのか、何分の1ぐらいの分量にな

るのかをちょっと教えてほしいと思います。

それと、作業員の方の作業手順のマニュアルというものがあると思うんですけども、1人でできる仕事だということですけども、いま一度、作業マニュアルを教えてください。

それから、今回の極東サービスエンジニアリング、この事故を受けて、指名停止3カ月ですけども、この間の極東サービスエンジニアリングの受注実績もあわせて教えてください。

とりあえず以上です。

○岡田久雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 事故についての組合としての受けとめにつきましては、私、冒頭で述べましたように、非常に重く受けとめております。職員が被災した、あるいは受託企業の従業員が被災されたということに関係なく、決して受託企業における労災事故だから云々かんぬんというようなことは思っておりません。こういった右腕を切断するというような事故が起きたことは非常に重く受けとめております。

したがいまして、先ほどのご質問の中で、我々としても、これを全てこの従業員の方の、ベテランであるがゆえに慣れというか、不注意から起こった事故なんだということで片づけるつもりは全くございません。こうしたことが起こるということは、先ほどありましたように「ヒヤリ・ハット」ということで、十分注意していたにもかかわらず、つつい起こってしまうことは幾つもございますので、今回の事案を教訓にして、組合、そして受託企業全体の安全対策をとっていききたいと、このように思っております。

それと、報道関係でございますけども、当然これは救急要請いたしておりますし、警察も来ておりますし、それぞれの所管のところから報道に対してこういう事故があった旨は、既に連絡が行っております、現に私どもも取材を受けたりしておりましたので、あえて私どもの方から、こういう事故が起きたことについて報道発表するとかいうことはいたしておりませんが、このことについては既に公に周知されている事故というふう

に受けとめております。工事中に従業員の方が機械に挟まれて、大けがされたことは現にございます。それは発注者として、極東開発工業株式会社、これはメーカーですけども、メーカーが請負で受注して、そのメーカーの責任において行われた工事中のこととございまして、基本的には、工事中の安全対策につきましては受注メーカーのもとで行われていることとございまして、前回のことが今回の事故につながっているというふうには思っておりません。

今回の事故につきましては、極東サービスエンジニアリングというメーカー系列の、よく機械のことも熟知している会社ということで、我々もこの会社の方に業務を委託しておりますが、そういうある程度機械のことも承知されている、そういう企業の中で起こった事故ではありますが、今回の事故が起きました件につきましては、我々が直接委託している業務の中で起こったわけですので、包括的な発注者としての責任はあろうかと思っておりますので、労働基準監督署等の指導等に基づいて、今後、必要な対策は

とっていききたいと、このようには思っております。

○岡田久雄委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 分別されたプラスチックがベールになったときにどれ程、圧縮されるかというご質問ですが、ごみ質によりますので、具体的な数字はわかりませんが、寸法といたしましては大体1メートル四方になりまして、重さとしてましては280から290キログラムとなっております。

○岡田久雄委員長 マニュアル。岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 梱包機の作業マニュアルですが、作業手順書というのがありまして、中に注意事項といたしまして、運転中は点検口から体を入れない、各シリンダー、点検・清掃時は操作盤の電源を切ること、点検・清掃中は操作盤に点検中の看板をとりつけることということで、マニュアルには記載しております。  
受注実績といたしましては、平成27年度に、集じん装置の清掃業務を極東サービスエンジニアリングが1件受注されております。

○岡田久雄委員長 ほかに質問はございませんか。  
亀田委員。

○亀田優子委員 マニュアル、今ちょっと答弁いただきましたけども、この作業員の方、ごみがひっかかっているのがどうしても気になって、ボルトを外して手を入れてしまったということを答弁されていますけど、それじゃ、ごみがひっかかったりした場合は、停止をして、とるという、そういうマニュアルになっているんですか。ごみがひっかかっていたら、そのままその機械は運転、作動はできないのか、別にひっかかっているけどもどんとベール化されていくのか、ちょっとその辺わからないので、もう少し作業に係るところで、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それと、こういう事故が起きて、ちょっといろいろ調べていましたら、財団法人の日本環境衛生センター、平成20年度の一般廃棄物処理施設で起こった事故の調査報告書というのがあったんですけども、それをちょっと読んでいましたら、今回の事故が、何か特別その作業員の方が、気になって、ひっかかったごみをとって起きた事故、まれなレアケースじゃなくて、ここに書いてあるんですけども、同じようなことが実は全国で起こってまして、プラスチックごみの投入作業中に、監視を行っていた清掃用窓を取り外して手を入れたら、人さし指の上部を欠損して休業60日、それから、容器包装処理施設の、今回、同じような施設で圧縮梱包作業中、製品の排出装置にごみが入っていたので、取り除くため点検口を開き右手を入れたところ、排出装置が戻り、機械に引き込まれ、右手首切断、休業180日、こういうことがあちこちで起こっています。発生時間もいろいろ詳しく載ってまして、こういう事故が起きやすい時間というのが8時半から12時です。今回10時25分ですから、まさにこの時間帯で、半分、45.

4%がこの時間帯に発生しているというふうにあります。こういう労災事故の発生施設は、挟まれたりとかいうのがやっぱり22%起きているんですね。

ですから、このプラスチックごみの処理というのは、全国的にはもうかなり、10年以上前から取り組まれていて、当衛管ではそんなに早い方じゃない、どっちかという遅い方やと思うんですけども、既に10年以上たっているこういう処理事業で、やっぱり過去のこういう労災事故に学んで、対策を事前にとっておく必要があったんじゃないのかなというふうに、今となっては私も思うんですね。

先ほど、労基署とかとも連絡をとりながら再発防止とおっしゃっていましたが、この報告書にも事故防止に向けた恒久対策ということで、安全教育の強化、それから施設修理、施設改善、安全装置増設等、それとマニュアル類の作成・見直しという、この3項目が挙げられています。やはり人間のやることですから、幾らベテランの方でも、そのときの体調とか、いろんなことが絡まって事故につながることも十分ありますので、そういうヒューマンエラーとかを防ぐ対策というのがやっぱり要ると思うんです。さっき、あけたときにレーザーが出るとか、いろいろ言われていましたけど、やっぱりたくさん点検口あるかもしれんけれども、車やったらエンジンがとまるとか、電車でのブレーキ装置とか、ああいう形と同じように、何か起きた場合に緊急安全装置が作動して機械がとまるという、そういう対策も要るんじゃないのかなというふうに思うんですね。

その辺、今後どんなふうにされていくのか、先ほどから答弁ありますけれども、いま一度、決意をお聞かせいただきたいのと、しっかりと新聞報道をあえてするようなことはしないけれどもとおっしゃいましたが、決意を込めて、こういう事故が起こったけれども、こういう対策を講じてということを外向けにも発表するなり、再発防止という、やっぱり衛管の決意を示していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○岡田久雄委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 今、いろいろご指摘、ご質問ございましたけども、基本的には今回の事案、ごみが絡まったと、これについては、ご本人から当施設の、うちじゃなくて極東サービスエンジニアリング、所長の方に再三にわたり、都合二度にわたり、「絡まっているけど、とらなくていいんですか」という確認もございます。また、現地に所長もおいでになりまして、「要らない」と、「最終的に、終業のときにとったらよろしいよ」ということで、その二度の後にこういう事案が発生しております。

それから、もう1つは、ここに何らかの安全対策は、城南衛管として何らしなかったのかと、こういうご意見でございますけども、先ほどから幾度も申し上げておりますとおり、これは目視、巡視のための点検口でございます。作業口ではございません。先ほど所長が説明しましたように、終業、終了時には、そこをあけて中を清掃には使いますが、作動中には決してあけてはならないと、こういうことは安全教育、業者の方も徹底して行っております。

また、こういうことを、例えばあけたときに、そういう連動して、何かセンサーにならないのかということもございますけれども、基本的に工場に従事しているうちの職員も含めまして、清掃工場、幾つもの、何百ほどの数ぐらい点検口、巡視窓がございますけど

も、そこはちゃんとマニュアルに沿って、絶対危険のないように巡視をする、のぞくとき、手を入れるときには必ず停止をするということは、これは完全にマニュアル化されておりますし、当然のことなので、ここだけにそういう装置を付けるとかいうことは現在のところ、また事故以前にも考えてはおりませんでした。

ただ、この間、この間というか、今回こういう事案が発生しましたので、ここは労働基準局とご相談をしながら、今後はより安全なふうに検討をしていくと、その余地はございますけども、全てにおいてセンサーをつけるとか、車の自動ブレーキのようなセンサーはどうですかとかいうことですが、そこまでのことは現時点では考えておりません。

○岡田久雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 最後、極東サービスエンジニアリング、契約期間が3カ年ということで、あと1年残っているんですかね。やっぱりこういう事故が起きて、今後、契約更新についてはどんなふうを考えているのか、それだけお聞かせください。

○岡田久雄委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 そのとおりで、30年度、これが最終年度になります。現時点で、今後この契約をどうするのかと、3年目ということで、やっと順調に稼働もいたしておりますし、今回のような事案は起こりましたが、作業内容については、それ以外の問題は生じておりませんので、今後の契約については、今時点ではお答え申し上げかねます。

○岡田久雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 これは、こういう委託の方も入札ということになるんですね。入札を踏まえて契約、随契か何かで、極東サービスとまた契約する、契約方法、ちょっとそれだけ。

○岡田久雄委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 現在の契約は随契でございます。今後も、残すところあと1年ございますけども、それ以降の契約、また随契、一般競争入札、ここについてもまだ、今のところ答弁できる材料はございません。

○亀田優子委員 わかりました。

○岡田久雄委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡田久雄委員長 ないようですので、2点目の折居清掃工場更新施設整備運営事業についての説明を求めます。

山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 それでは、お手元にお配りしています資料に基づきまして、折居清掃工場更新施設整備運営事業についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

建設工事の現在の進捗状況でございますけれども、平成28年12月末現在の進捗率として、約21%となっております。

建設工事のこれまでの実績としましては、表に記載しておりますとおり、準備工事や地盤改良工事、建屋本体の主に地下部分の工事などを行ってきました。現在は鉄骨工事など、主に地上部分の建屋本体工事や焼却炉本体などのプラント設備工事を行っているところでございます。

1 ページ目の写真は、去る1月中旬に撮影しました現場の状況です。鉄骨を組み上げる工事がかなり進んできました。それによりまして、建物の外形が見えてきたところでございます。

なお、右上の写真は着工前の現地の写真ですので、参考にご覧ください。

今後の予定としましては、表に書いておりますとおり、外構工事も含めまして、引き続き工事の進捗を図りまして、平成30年4月からの新工場稼働に向け、平成29年12月から30年3月まで試運転調整を実施する予定としております。

続きまして、2 ページ目の写真をご覧ください。

同じく去る1月中旬に撮影した写真でございますが、建屋内部の現場の状況を写したものです。上段の写真は焼却炉本体の写真です。まだ築造途中の状況です。したがって、写っていますのは、主に炉体鉄骨や点検整備用の歩廊が写っています。この内側に焼却炉本体をつくっていきます。

上段の写真の左の下の方、あるいは右の下の方に焼却炉の燃焼装置の部分が見えていますが、下段の写真はその燃焼装置部分を写したものでございます。この燃焼装置の階段状になっている部分の奥の方、最上部にごみを投入し、奥の方から手前方向にごみを移動させながら燃やします。ごみ投入直後の上段部分は乾燥帯といいまして、この部分でごみが乾燥し着火します。中段部分は燃焼帯といいまして、この部分がごみ燃焼の中心部分というふうになります。一番手前の平坦な部分は後燃焼帯といいまして、この部分で燃え残りの完全燃焼を行います。

現場はこの写真の状況よりも、現在、もう少し進んでおりますが、後ほど現地をご確認いただく予定ですので、よろしく願いいたします。

最後に3 ページ目、A3横長の工事工程表をご覧ください。

横棒で作業の進捗状況をあらわしたものでございます。折れ線グラフについては進捗率をあらわしています。右の端、中ほどに凡例を書いておりますので、ご参照ください。黒の横棒は当初の予定、赤の横棒は実績、青の横棒は変更後の予定をあらわしています。

青の折れ線は当初予定の進捗率、赤の折れ線は実績をあらわしています。

現在は、建築工事に続きまして、プラント設備の工事も本格化してきたところでございます。

新工場は平成30年4月から稼働する予定でありますので、現工場の解体工事はそれ以降に着手する予定としております。

冒頭申し上げましたとおり、平成28年12月末現在の進捗率は約21%でございます。今後も引き続き工事の進捗を図っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、折居清掃工場更新施設整備運営事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡田久雄委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

これより現地調査を行いますので、1階の玄関にお集まりください。

午後3時03分休憩

午後3時38分再開

○岡田久雄委員長 皆様、お疲れさまでございました。

それでは、質問をお受けしたいと思っておりますので、質問はございませんでしょうか。  
大河委員。

○大河直幸委員 工事工程表を出していただいているんですけども、単純に予定と変更されている部分が多いので、ただ、その意味でお聞きをするんですけど、外構工事というのは、外構はどの部分を指しているのかということと、変更される、期間が延びる、前倒しされるんですけど、その理由を教えてください。

○岡田久雄委員長 山之江建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 外構工事の内容でございますけれども、通常、一般的に考えられる周りの植栽とか、舗装、フェンス、こういったものが外構です。プラス、搬入道路、ここに入れる電気、下水管、それから雨水管、こういったものも外構工事に含めています。

当初の予定と少し前倒ししているところがありますのは、工事中もパッカー車等入ってきますので、搬入道路の工事を少し緩やかにといいますか、パッカー車に影響のないように、業者と打ち合わせしまして、少し長い期間、分割して施工するというようなことがありますので、そういったところを変更して、期間が延びているとご理解ください。  
以上です。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 外構の設計そのものについては、大きく変更はないということによろしかったでしょうか。

○岡田久雄委員長 山之江推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 設計そのものが大きく変化したわけではございません。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 もう1点お聞きしたいのは、今の折居工場の解体工事についてもお聞きをしておきたいと思うんですけれども、解体に伴って発生する瓦れきとお呼びすればいいんでしょうか。ちょっと正確に何とお呼びすればいいのか、正確ではないんですけれども、解体で発生したものの中には、ダイオキシンなどの関係でいうと、かなり慎重に対応しなければいけないような瓦れきというのものもあるんでしょうか。

○岡田久雄委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 解体につきましても、ダイオキシン類対策として法に基づきまして、適正な解体をして、瓦れきについては適正に排出するというところでございます。以上でございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ほな、かなり慎重に扱わなあかんものがあるということの理解でよろしいんですね。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 はい。そのとおりでございまして、ダイオキシンにつきましても、いきなり解体というのはできなくて、洗浄ということで、一応工場内のダイオキシンを洗い流すという工程から始まりますので、大体半年をかけて、慎重にそういうダイオキシン処置をしてから解体するというところでございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ここで予定表の中にある汚染物除染というのがそれに当たるのかもしれませんが、そこで発生してくる汚染水などについては、どういうふうに対応されるんでしょうか。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 それにつきましても、ダイオキシンの汚染水につきましてもは適正な処理をしまして、廃棄物ということで、汚染水を適正なところに委託して出すということでございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 その適正なやり方がわからぬので聞いているんですけども、申しわけないです。適正とは何かということ、適正や適正やと言われたら、わからぬので、どういうふうにするのかということ、水をそのものをここで処理するのかとか、例えば水そのものを、例えば汚染されたものについては運んで別のところで処理するのかとか、そういったことについて。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 ある程度こちらの方で排水処理をいたしまして、ダイオキシン濃度の適正な排出基準値というのがありますので、それに基づきまして排出することでございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 いや、その汚染されたものを処理するというのは、どういうふうにするんですか。ここで、この地域で壊したものは処理するというのは、ご説明でいうとそういうことなのかなというふうに思うんですけども、汚染物が除染されるというときに出てくる水とか、例えばちりやほこりでいうと、周辺住民の皆さん、多分、建設された後に出てくる、煙突から出るものよりも不安やと思いますよ、その説明やったら。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 これにつきましては、仮設の排水処理設備というのをつくります。これは移動式の仮設排水設備でございます、これを事業者の方が先に設置しまして、その洗浄水を再利用すること、そこでダイオキシン、溶解性のダイオキシンも含まれますので、そういう毒性のダイオキシン濃度を公共用水域基準以下にできない場合は、特別管理産業廃棄物として処分するものでございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ほな、最終的には、焦点をちょっと水に当てますけれども、そういった

ところで出てくる水なんかでいうと、最終的にはここでは流さんわけですね。どっかに持っていくわけですね。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 水質につきましては、SSを10mg/L以下ということで維持するように監視していますので、十分な適正処理をして排出するというございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それと、そういった一定の汚染されたものの、瓦れきなどの運搬の体制というのは、何か法規制などに基づいて適正にやられるんでしょうか。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 これもダイオキシン類対策として法で定められているとおり、そういう特別管理産業廃棄物が処理できる施設に委託して、処理していただくというございます。

○岡田久雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ご説明の内容はわかりましたが、建物を建てるのと運転するのに皆さん注目されていて、周辺の住民の皆さんも、そこに対しての不安なんかは説明会なんかでもされると思うんですけども、よう考えますと、長い間使っていた炉を壊すということについていうと、そこで、最近はアスベスト建物なんかの解体などが問題になっていますけれども、どういようなことが起こりかねないということもありますので、しっかりこれについても今後またお聞きしていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡田久雄委員長 ほかにございませんか。  
亀田委員。

○亀田優子委員 私は建設工事のことではなくて、ちょうど1月28日、ユニチカに対して入札で談合を繰り返していたということで、公正取引委員会が排除措置命令というのを発せられて、これは防衛省とか防衛装備庁が発注する自衛隊の戦闘服の入札ということで、先月28日に公取が排除命令を出したということなんですけど、この折居清掃工場の運転管理の方がユニチカということで、ユニチカじゃなかったですか。日立グループということで、運転管理の関係で、それはちょっと一例なんですけども、20年の長期期間を委託するというごことで、こういう談合とかによって指名停止だとか、いろんな措置

が出されたときに、20年間の契約だから、何の免責も問われないということがあると思うんですけど、こういう場合、組合としてはどんなふうに考えているのか。ちょっと今後のことになりますけれども、ついでに教えてもらえたらと思います。

○岡田久雄委員長 山之江推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 先ほどユニチカの話がございましたけども、今回運営を行うグループとしては日立造船グループということで、運転についてはHit z環境サービス株式会社というところがやります。計測管理については、ユニチカとは会社としては異なりまして、現在、株式会社環境総合リサーチというところが計測管理を行うことになっております。

あと、談合等あった場合については、契約書の中で、基本契約の中でいいますと、第16条というのがございまして、そこには、談合等不正行為に関するペナルティーということで、本事業以外の事業であっても、それを対象として違約金を支払っていただくというようなこととか、当然、今やっている建設工事についても一般的な談合等の条文を設けております。

運営事業につきましても、条文として、談合等不正行為に関する違約金、さらには発注者の解除権というものについても条文の中で設定をしまして、これは本事業を対象とした条文でございますので、そういった条文も踏まえて、何か事案が発生した場合には、対応を検討していくということになると思います。

以上でございます。

○岡田久雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 そしたら、今回の戦闘服の談合についてはユニチカですけれども、ユニチカはもう全くこの折居の関係ではかかわってないということによろしかったですか。わかりました。

契約書の中で違約金を払うだとか、発注者による解除権もあるということで、その辺はわかったんですが、20年という長期の中で運転を委託されるということで、その辺は十分しっかりと体制をとってもらって、やってもらいたいなというふうに思います。結構です。

○岡田久雄委員長 要望だけでいいですか。

○亀田優子委員 はい。

○岡田久雄委員長 ほかにございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 1階の配置図を見ているんですが、プラットフォームのところから

パッカー車が入ってくる場所、4台、4カ所ですよね。今現在は何カ所で、4台でうまくいくのか、シミュレーションされているのか、どうですか。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 今は5本あります。

○久保田幹彦委員 4で賄えるということですか。

○福西 博施設部次長 はい。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 もう1つは、2階部分も、プラットフォームの上の2階部分もちょっとどんなふうになっているのかね。というのは、トップライトが6カ所あって、これは3階まで吹き抜けのように見えるんですが、2階からの搬入というのはないのか、この辺の構造をちょっと教えていただけますか。

○岡田久雄委員長 山之江推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 2階部分の搬入はございません。これ、吹き抜けになっているような絵というふうにご理解ください。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 そうすると、3階の図面のところのトップライトとありますよね。これは6カ所ですが、その下側がライトがないですから、2階は事務所か何か使われているのかなという疑問があったものですから。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 トップライトの下はパッカー車が入ってくるプラットフォームになっておりますので、ここはパッカー車のごみをほかす場所でございます。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 6カ所以外の下、これという3階の下の部分、ここにいろいろあるんですが、この照明は建屋の2階で、その辺の構造を教えてくださいなと思ひまして。

○岡田久雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 これ、5階建てですので、さっきのトップライトがされているところはプラットフォームといいまして、あそこは3階で終わってしまっていて、実際機械が入っているところは5階までありまして、その上にまたトップライトみたいな、同じような明かり取りができます。今見ていただいている図面はプラットフォームの図面です。そこは3階までです。そこからまた機械設備という設備の部屋がありまして、その上は吹き抜けになってしまっていて、その上がトップライト、上の方にもう1つつくるようになってございます。

○久保田幹彦委員 わかりやすく教えてほしい。

○岡田久雄委員長 山之江推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 ちょっと補足します。

一番後ろの図面に断面図がございますので、それを見ていただいた方がよくわかるんじゃないかなと思います。

今おっしゃっていたプラットフォームというところは左の方にありまして、ちょうど1階、2階、3階の絵というのは、この屋根のところを描いている絵です。そこにトップライトがあって、このプラットフォーム全体を照らすというような形になります。その部分は、プラットフォームの部分はそこでもう終わっていると、それ以外のものについては、建屋としてはこういった右の方でもっと上層階までであるということです。平面図では3階部分がこのトップライトのラインを横にずっと平面的に引っ張ったような形の絵になっていますので、この断面と見比べてご確認いただけたら、わかりやすいんじゃないかと思います。

以上でございます。

○岡田久雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 わかりました。プラットフォームについてのトップライトのない部分は、ちゃんと明かり取りができているということですね。

もう1点、解体の後の埋め戻しなんですけど、工事のところからやっぱり掘った残土があると思うんですね。その埋め戻しについてはそれで賄えるのか、それとも、それはそれで残土は処分されて、別から持ってこられるのかというのはわかりますか。

○岡田久雄委員長 山之江推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 今のご質問、埋め戻しの土の話かというふうに思ったんですけども、最初にちょっと言っておきますと、まだ解体の具体的な施工計画というところは、きちりとまだ業者の方からも出てきていませんし、協議していませんので、あくまでこれはそれが出てきてからはっきりしてくる話ですけども、今、新

工場をつくったときに土を掘りました。これを置いておいて、解体のところで埋め戻すというのが一番自然な形なんですけども、長期にわたってどこかに置いておかないといけない、その場所も確保しないといけないということになりますので、ここについては、施工業者の方は、一旦処分するという選択をされました。

したがって、もし解体に当たりまして土が足りなくなるということになりますと、どこかからまた購入して持ってくる、あるいは、違う工事現場と調整して残土を搬入してもらおうという形になります。その際は、当然その残土の成分分析をして、害のない残土であることを確認して、ここで埋め戻しに使うという形になりますので、そういったことについては、今後、施工業者と施工計画の中で打ち合わせて固めていくという形になりますので、そのようにご理解ください。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。以上です。

○岡田久雄委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡田久雄委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言につきましては、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3 時 5 7 分閉会